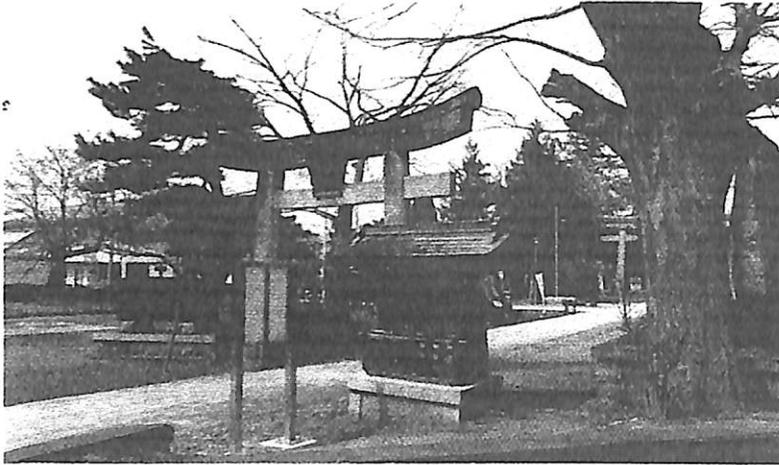


山形県最初のメーデー(1927年)が開催された谷地町八幡神社



「不屈」No. 562付録

山形県版 No. 380

治安維持法犠牲者

国家賠償要求同盟

山形県本部

〒994-0073

天童市寺津263

瀬野幸男方

TEL. FAX.

023-654-3255

## コロナ感染防止に留意し「同盟躍進期間」を成功させましょう!

3月11日、同盟中央本部はリモートで三役会議を開き、5月31日までを「総選挙等勝利のための同盟躍進期間」として奮闘を呼びかけました。市民と野党の共闘・総選挙勝利の活動と連動させ、「国会請願署名の目標達成」と「全国2万人会員の達成」が主な目標です。

3月12日に県本部常任理事会を開き、6月に予定している県本部大会までに達成すべき活動課題を確認しました。①5月12日の国会請願に向け4月末まで署名目標を達成させる②会員の全国大会比を早期に回復させ、400名目標を達成させる③映画「伊藤千代子の生涯」の製作支援運動の地域実行委員会を立ち上げ

映画「伊藤千代子の生涯」置賜実行委員会 2頁 / 名簿改定委員会、農民運動と治安維持法 2頁 / 鈴木輝男さんを悼む 5頁 / デジタル法案衆院強行に抗議する 8頁

私たちの運動の基本

ふたたび戦争と暗黒政治を許さないために

① 治安維持法体制の復活に反対する。

② 国は、戦前の治安維持法が、人道に反する悪法であつたことを認めること。

③ 国は、治安維持法犠牲者に、謝罪と賠償を行うこと。

る ④ 9条改憲NO!やまがた県民の会主催の「新聞意見広告」(5月3日)の「賛同者・募金」を成功させる。

県本部の方針は中央の呼びかけと合致します。コロナ禍の中で、「署名」の目標達成、もう一歩で達成という支部が昨年度より大幅に増えているなど奮闘が続いています(8頁参照)。コロナ対策での菅政権の無為無策により感染拡大にブレーキがかかりません。しかし、私たちの悲願2020年代に「治安維持法体制を清算させる」ためにも、同盟独自課題と合わせ今年度中に実施される総選挙で立憲野党の議席を大きく伸ばし、政権交代を実現させるために頑張ります。

### 県内最初

## 映画「伊藤千代子の生涯」(仮)製作支援

### 置賜実行委員会結成の呼びかけ

3月29日、同盟米沢支部の白根澤澄子さん、鈴木淳子さん、須貝健一さん、東置賜支部の山田和子さん、西置賜支部の青木慶一さん、海老名傑さんの6人が出席し、映画「伊藤千代子の生涯」(仮)製作支援置賜実行委員会の立ち上げについて打ち合わせしました。映画「伊藤千代子の生涯」のPR用DVD(22分)を視聴した後、県段階で「呼びかけ人」になってくれた15団体を中心に実行委員会結成の案内を出し、下記のように開催することを決めました。

- ▽日時：4月26日(月)午後2時
- ▽場所：置賜総合文化センター
- ▽連絡先：映画「伊藤千代子の生涯」(仮)製作支援置賜実行委員会  
結成準備会  
鈴木淳子

### 実行委員会の当面の活動

- ◇宣伝活動、「伊藤千代子の生涯」の学習
- ◇製作協力券(鑑賞券・千円)の普及  
【一枚1000円】
- ◇協賛金の募集【金額は問わない】

「時代の苦難に挑んだ若者たち」戦前の山高社研のたたかいを中心に」を連載中。今回は梅津保一氏から「治安維持法下の農民運動」と題しての詳細な報告があり、山形県における農民の「たたかいと抵抗の歴史」を学びました。

### 農民運動と治安維持法

2010年発行の『山形県治安維持法犠牲者』には農民運動の弾圧犠牲者も掲載されています。「治安維持法犠牲者とともに、農民運動の弾圧犠牲者を調査の対象にしたのは、質的に同じものであり、農業県として山形県の特徴であると思った」とその理由を述べております。

そこで「質的に同じもの」の意味を改めて考えてみたいと思います。

### 農民運動は主に「暴力行為等処罰に関する法律」で弾圧された

▼日清戦争後新たに台頭した労働・農民運動などの大衆運動を取り締まるために1900年、「治安警察法」が制定されました。17条では労働争議・小作争議の抑圧を目的とし、そ



3月25日、第7回目の『山形県治安維持法犠牲者名簿』改定委員会(写真上)が開かれました。現在、山形県における治安維持法等による犠牲者を出した事件は犠牲者たちの「たたかいと抵抗の歴史」の概要を報告し合っています。前回は佐藤光康氏が「山高社研部の活動」についての概要を報告。(現在、佐藤氏は新聞「新やまがた」に

## 「治安維持法等犠牲者名簿」改訂委員会を開催

3月25日、第7回目の『山形県治安維持法犠牲者名簿』改定委員会(写真上)が開かれました。現在、山形県における治安維持

の17条の3では、「耕作ノ目的ニ出ツル土地賃貸借ノ条件ニ関シ承諾ヲ強ユルカ為相手ニ対シ暴行、脅迫シ若ハ公然誹毀(他を誹謗し名譽を棄損すること)スルコトヲ得ス」と、小作争議・小作人の地主交渉等を徹底して取り締まろうとしていることは明らかです。

1926年、労働組合のたたかによって「争議の自由」が確立し17条全体が削除されましたが、それに代わって制定されたのが「暴力行為等処罰に関する法律」です。この法律は三つの条文と附則からなる短い法律ですが、第一次世界大戦後の農業恐慌、世界恐慌のなかで高揚する小作争議・農民組合運動への弾圧法として猛威を振るうことになりました。

### ◆「暴力行為等処罰に関する法律」

(抜粋・原文はカナ文字)

**第一条** 団体若は多衆の威力を示し、団体若は多衆を仮装して威力を示し又は凶器を示し若は数人共同して刑法第二百八条、第二百二十二条又は第二百六十一条の罪を犯し

たる者は三年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処す

**第一条の二** 銃砲又は刀剣類を用ひて人の身体を障害シタル者は一年以上十五年以下の懲役に処す

**第二条** 財産上不正の利益を得又は得しむる目的を以て第一条の方法に依り面会を強請し又は強談脅迫の行為を為したる者は一年以下の懲役又は十万円以下の罰金に処す

▼戦前の小作争議・農民運動は農民(小作農)が地主から農地を借りて耕作し小作料を払いながら「耕作権」を法的に保障されなかつたことに起因します。山形県の代表的な小作争議として28年の「谷地町高関事件」、30年の「長崎事件」、31年の「小田島事件」があります。これらはずべて地主の「小作地取り上げ」に起因し、小作人の「耕作権」をめぐる起こった事件です。法的に有利な地主は、警察権力を導入し、農民の要求実現のための組合交渉等を恐喝、襲撃・暴行・傷害事件等に仕立て上げ、最終的には農民組合を解散に追い込もうとしました。

【注】▼1925年に制定された「治安維持法」は「国体の変革」をし、または「私有財産制度の否認」を目的とした結社を組織し、またはそれに加入した者を処罰する法律でした。「国体の変革」とは絶対主義的天皇制の政治体制をあらため、国民主権の政治体制をめざすことであり、「私有財産制度の否認」とは資本主義制度を否認し、社会主義・共産主義の社会をめざすとされました。戦前の日本では、「君主制の廃止」という「国体の変革」を掲げて、主権在民を主張したのは日本共産党だけでした。

その後、治安維持法は二度大きく改悪され(28年に緊急勅令で最高刑「死刑」、目的遂行罪の新設、41年に「予防拘禁制度」を新設、「皇室の尊厳の冒瀆」を処罰の対象に等)、共産主義者だけでなく、天皇制政治・「国体」に背く者はすべて弾圧の対象になっていきました。

▼「治安維持法」による本格的な弾圧が始まった「3・15事件」から、農民組合もその捜査の対象となり、

山形県では谷地の労農党・日本農民組合・全日本無産青年同盟の事務所、酒田の農民組合、北村山の農民組合から32名が検挙されました。日本共産党員と党支持者がいけないというところで釈放されましたが、翌年の「4・16事件」では約50名の活動家が検挙・取り調べ・家宅捜査を受け、全農山形のリーダー秋山直吉が日本共産党員であるとして治安維持法違反で起訴され懲役3年の判決を受けます。32年12月12日には秋山を引き継いだ

全農山形県連の指導者佐久間次良をはじめ28名が治安維持法違反で検挙され、その後山形県の農民運動は壊滅します。

▼明治以来、国民は天皇制政治を維持するための多くの治安立法からなる治安維持法「体制」下におかれていました。「治安維持法」は治安維持法「体制」の集大成でもありません。

治安維持法「体制」を3階建ての建物にたとえるなら、1階には「刑

特高警察	思想検事	裁判所	憲兵
<b>軍事法関係</b> 徴兵令↓兵役法 戒厳令 軍機保護法 要塞地帯法 国家総動員法 軍用資源秘密保護法 国防保安法	<b>警察的取締法</b> 讒謗律・新聞紙条例・集会及び政社会法 治安警察法 暴力行為等処罰に 関する法律 出版法・新聞紙法 行政執行法 警察犯処罰令	<b>刑法関係</b> 大逆罪 (皇室危害罪) 不敬罪 内乱罪 外患罪 凶徒聚衆罪 ↓騒擾罪(騒乱罪)	
<b>治安維持法(1~3階までを貫く大黒柱)</b> 思想犯保護観察法・予防拘禁制度			
3階	2階	1階	

法関係」、2階には「警察的取締法」、3階には「軍事法関係」のそれぞれ膨大な法律が詰まっていた(別表参照)。治安維持法体制のなかで「治安維持法」は1階から3階までを貫く「大黒柱」の役割を果たしました。

治安維持法が背景になって、建物を維持すると同時に、大黒柱が少し動き出すと1階から3階までの治安立法が一斉に共鳴して活性化するという構造になっていました。

よって「暴力行為等処罰に関する法律」で弾圧された農民運動の犠牲者も、治安維持法体制下の弾圧ととらえることができ、治安維持法犠牲者と「質的に同じもの」ということができます。

(上田誠吉『治安維持法と今日の治安立法』、岩手県国賠同盟『新しき明日をめざして―治安維持法等で弾圧された岩手の人々』)

【注】小田島小作争議に対する弾圧の真相

1931年3月に起こった「小田島事件」は検挙者2000人、投獄

2000人、起訴84人を出した(1931年8月10日「救援ニュース」・日本赤色救援会山形地方委員会)山形県の農民運動に対する最大の弾圧事件である。起訴された84人、うち79人が恐喝、3人が恐喝・障害、1人は傷害罪の判決を受けた。

◆竹内丑松著『夜明けをめざして―わがたたかひの回想』(1980年)：「このために傷害がおこったとか、怪我人がでたということでもなく、小作争議としてはとかくありがちな事件であったが、これを警察が乗り出し、数百名にのぼる大量検挙となり未曾有の大弾圧となったのである。しかしこの小田島の野田におこった小作争議は弾圧のきっかけとなっただけで、当局が狙った本命は、昭和五年の暮頃から始まった『借金棒引き闘争』にあったのである。警察当局はこの弾圧にのりだす機会を、全農県連幹部が全農の全国大会参加のため大阪に出た留守を狙ったふしもあった」

◆佐久間次良の公判廷での抗議陳述(1932年11月28日)へ菅野竹男「やまのべ文学」6号から1980年

「：現在の貧農にとって許された一つの道として、借金棒引きは正当なことである。恐喝云々といわれている農民の大衆行動は、現在の貧農にとつては只一つの武器である。：」

「：借金棒引そのものが、いかに多くの貧農の熱心な要求となっているかということである。いまこそ、このことを資本家・地主・一般社会



鈴木輝男さんを悼む

元県教組書記長、全山形教組委員長、山形県教育文化研究会議長、山形県9条の会事務局長など民主教育運動や政治革新運動のリーダーとして多方面で活躍された鈴木輝男さん(写真・山形支部)が3月9日死去されました。享年九十歳。

に知らしめなければならぬと考える。：」

「：検事調書では、当時、高利貸しである地主を罵倒暴言したとして誇張して書かれている。この予審終結決定書は、我々を侮じよくするものである。：」

「：この弾圧は、組合の根本的破壊という政治的意図のもとになされたものである。：」

(本部事務局 瀬野幸男)

治安維持法国賠同盟の分野でも「教労」の活動家の掘り起しや伊藤てる著『きつと時代はくる』の編集などに尽力されました。ここに生前のご活躍を称え、謹んでご冥福をお祈り申し上げます。

鈴木輝男さんを偲んで

阿曾邦子 北村山支部

彼の訃報に接して、あゝ山形の巨星がまた一ツ消えたか、と思った。彼とは山大教育学部の中学コースで同級だった。私たちは戦後間もない昭和25年、新しい学制になって二年

目に入學した。まだ大学の内容も充実してなく休講が多々あった。私の生家は高島で駅から遠かったのですぐ女子寮に入りそこから通学したが、輝男さん達米沢衆は電車で山形駅から歩いて通学しているグループだった。一般教養が終わって輝男さんは美術と社会科学を専攻。私は迷った末社会と理科を選んだ。社会科学の講座で何度か同教室で講義を受けた。特に目立つ存在ではなかった。戦後の教員不足のためか二年で修了という制度があり修了式後の謝恩会の席上、彼は突然壇上で大演説を始め、内容は忘れたがびつくりした記憶がある。彼は米沢奥地の中学、私は高島中学に採用となった。彼は間もなく県教組の青年部長として専従となり、それ以後、当時すでに教育行政の反動化が激しくなるなかで民主教育を守る、また政治革新のための活動家、リーダーとして生涯をおくった。

東北民教研上山集会で当時東北大学教授桑原武夫先生と輝男さんが大論争したというニュースが聞こえてきた。私など集会で発言することさ

えできないのに何とすばらしい人だろうと思つたものだった。いろいろな運動、斗かいの多い時代でもあり、いつも彼はその場でリーダーとして活躍していた。一面大変人情に厚く、人の世話をよくみた人でもある。私の息子の選挙にも何度も応援にきて下さったり、平野勝澄さんが共産党議員の空白地真室川に移住し選挙に臨んだとき、私に電話で平野さんの第一声にぜひ参加してほしいと。当日、すごい吹雪のなか、彼は山形から真室川に駆けつけてくれた。彼の優しさの一面を感じたことを思い出します。

彼はよく「民主連合政府ができるのを見届けてから死ぬ」と言っておりましたから無念だと思います。彼の志を胸に今後努力することが彼への一番の供養と思います。

輝男さん！長いことほんとお疲れさまでした。ゆつくりお休み下さい。心よりご冥福をお祈り致します。



鈴木輝男先生(追悼のことば)

情野貞一 米沢支部

鈴木輝男先生、私は突然の先生の御訃報に接し、目の前が真っ暗やみになってしまいました。コロナの猛威に脅えながらも、必死になって「明日」を継続しながら生きようともがいている私たちには、いつも確かな指針を示して下さってきた尊いお命の存在を欠くことができない事だったからです。今は「人生百年」の時代に近づこうとしている時です。少なくともあと十年は元気な姿で私たちを導いてくださるものと確信しておりましたのに……誠に残念至極の極みでございます。

輝男先生、先生は米沢の四級へき地校網木分校へ赴任なさいましたね。先生は、夕方になると「お晩になつたなし。かがや(輝)く男がめえりました。寄せどごやえ。」と家々を訪問され、子どもたちの教育のことはもとより、部活や部落民の命と生活をどうしてゆけばよいかなどを、酒を飲み交わしあいながら語りあつて

下さいましたね。福島の会津の方から、また米沢の方からも人々が行き交うもと宿場でもあつた綱木部落の特に青年たちと一緒に、生活綴り方的な文集づくりを進めるなど、へき地に生きる青年たちへ、生きてゆく希望と確信を育んで下さったものでした。

輝男先生、先生が活躍なされた時代は、日本の無謀な戦争政策に対する多くの非難の声と、その声を押しとどめようとする声があつたりあつたり熾烈な時代でもありました。また、日本の社会に、民主主義をなんとか根づかせ、新たな日本をつくらうとする声と行動を起こす人々が立ち上がった時代でもありました。

こうした時代に、先生は、米沢や県教組の青年部長、書記長、全山形教組委員長を歴任され、民主的な教育への取りくみと、ひたいに汗して働く人々の人権と生活確立の取りくみに没頭されました。特に人事闘争と「三十人学級実現」への取りくみでは、組合員だけでなく、多くの人々を結集されて所期の目標実現へと邁

進され、目的を果されてこられました。ありがとうございます。

輝男先生、先生の演説やお話はいつも引き付けられるものばかりでした。勝見先生などは「輝男の『黄色い声』が出てこない」と本ものでない」と評されることがありましたが、お話を核心部分に入つた時の声(こわね)は今も私の耳にも残っております。「情野くん」と呼びかけてくださる声は今にも聞こえてきそうな気がします。

輝男先生、これからも米沢と山形県の教師と民衆の取り組み、命と生活の全(まっとう)御見守りください。

山形県初のメーデー

山形県初のメーデーは、1927年5月1日、労働党支部が西村山郡谷地町(現河北町)の八幡神社の境内を集会場として行った。主催者側が夜間実施に対して警察は昼間実施を主張。またデモ行進時の持ち物、服装、歌などについて警察と折り合わず、無届けの夜間実施となった。

当日午後9時ころから労働党員二十数名が赤旗を先頭に観桜会に名をかりてデモ行進しながら約300名の沿道の町民に「無産新聞」などを配つた。県警は50名ほどの警察を動員して無届け運動として中止を命じこぜり合いとなり、青木明義、佐久間谷雄など首脳部が検束された。

検束者は二、三日の拘留で帰宅したが、5月7日、谷地八幡神社の境内で「メーデーに対する警察干渉の批判演説会」を開いた。聴衆約700名を前にしての演説は、臨検警察官にことごとく中止を命じられた。

- メーデーの標語
- 一、耕作権の確立
  - 一、小作料の合理化
  - 一、本県牛馬税撤廃
  - 一、対支(中国)絶対不干渉
  - 一、八時間労働制限実施
  - 一、官業労働者政党加入の自由
  - 一、労働保険料金政府資本金額負担
  - 一、治安維持法の撤廃
  - 一、言論結社集会の自由権獲得
  - 一、団体権罷業権確立
  - 一、失業手当法制定

**声明**

**監視社会をつくる  
「デジタル法案」を廃案に！**

国賠同盟山形県本部会長  
高橋嘉一郎

4月7日、菅政権が「デジタル改  
革関連6法案」を衆議院で強行通過  
させたことに強く抗議する。この法  
案は、国民の個人情報をも「マイナ  
ンバーカード」で「データ」として  
『デジタル庁』（政府・国家機関）に  
よって一元的に管理することを目的  
としたものである。

政府は免許証、健康保険証、各種  
免許書、行政サービス等々の国民の  
多様な利便性を宣伝するが、真の狙  
いは政府機関や企業による利用と活  
用を図るためである。個人情報保護  
に関しては、現在、国による個人情  
報保護法と地方公共団体が定める個  
人情報保護条例という二重で保護さ  
れているが、これが統一化されこと  
によって規制が大幅に緩和される。

従って、この「デジタル関連法」  
が成立すれば、既に権力によって国  
民全員に付けられた『背番号』マイ  
ナンバー』を使って、権力が容易に  
国民を『監視』できるようになる。  
警察などの捜査機関にとっては、個  
人情報を保有する機関に捜査照会を  
かける必要もなくなる。

香港や中国などで、街のいたるところに監視カメラが設置されており、そこから得られる情報を公安当局が一元的に管理・活用し、国民の自由と人権が侵害されていると報道されているが、すでに「戦争法」「共謀罪法」等が成立し「戦争する国づくり」を進める日本でもそれが可能になる危険がある。「治安維持法体制」の復活につながりかねない「デジタル改革関連法案」に断固反対し、廃案にしよう。



2021年 3月の支部ごとの到達点 2021/3/31現在

支部	山形	鶴岡田川	酒田	天童	米沢	上山	西村山	北村山	東置賜	西置賜	新庄	県本部計	
個人署名	目標	2000	1200	1300	500	1000	200	800	500	1000	600	—	10000
	到達	2092	1033	253	320	922	60	855	407	185	165	—	6292
団体署名	目標	50	65	80	20	30	5	70	11	50	10	0	500
	到達	41	55	30	8	15	1	104	1	5	4	0	264
会員	目標	95	60	60	25	25	10	42	20	35	20	—	400
	到達	87	56	50	20	23	6	40	17	31	15	7	352